

糸満市～那覇空港直行バス路線実証実験準備・実証実験及び
地域観光交通運行計画策定業務委託
プロポーザル選定実施要項

目 次

1	目的	2
2	委託業務の概要	2
3	参加資格	2
4	選定スケジュール	3
5	実施要項等の配布	3
6	参加表明書の提出	3
7	質問の受付及び回答	3
8	企画提案書の提出	4
9	審査基準及び審査方法	4
10	審査結果	5
11	参加の辞退	5
12	既存資料の閲覧	5
13	企画提案書等の取扱い	6
14	その他	6
15	問い合わせ先	7
	・ 様式1 (参加表明書)	8
	・ 様式2 (質問書)	9
	・ 様式3 (参加申込書兼誓約書)	10
	・ 様式4 (企画提案書)	11
	・ 様式5 (受託業務実績 (過去10年間))	12
	・ 様式6 (業務実施体制調書)	13
	・ 様式7 (プロポーザル参加辞退届)	14

糸満市～那覇空港直行バス路線実証実験準備・実証実験及び地域観光交通運行計画策定業務委託プロポーザル選定実施要項

1 目的

本要項は、糸満市～那覇空港直行バス路線実証実験準備・実証実験及び地域観光交通運行計画策定業務の委託先を公募型プロポーザルにより選定し委託契約を行うため必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

- (1) 業務名称 糸満市～那覇空港直行バス路線実証実験準備・実証実験及び地域観光交通運行計画策定業務委託
- (2) 業務内容 平成 26 年度は、糸満市～那覇空港直行バス路線実証実験準備業務及び地域観光交通運行計画策定業務を行う。
平成 27 年度は、糸満市～那覇空港直行バス路線実証実験業務を行う。
別紙「仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から平成 28 年 3 月 15 日（火）まで
- (4) 委託費見積限度額 平成 26 年度 36,190,000 円以内（消費税込み）
平成 27 年度 54,540,000 円以内（消費税込み）
（平成 27 年度は、糸満市～那覇空港直行バス路線実証実験のみの費用。
地域観光交通運行計画実証実験は、本業務委託とは別予算、別契約）
合 計 90,730,000 円以内（消費税込み）
- (5) 業務対象地域 糸満市全域（一部、周辺市町村も含む）
別紙「仕様書」のとおり

3 参加資格

本事業に参加できる者は、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく市の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていないこと。
- (2) 平成 25・26 年度糸満市測量及びコンサルタント等業務委託入札参加資格者名簿に登録していること。
- (3) プロポーザルの公告日から契約締結日までの間に糸満市から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者でないこと。
- (6) 沖縄県内に本社、支社又は営業所等を有する事業者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

- (8) 本業務について高い見識及び十分な業務遂行能力を有し、常に連絡及び調整ができるような体制を整えていること

4 選定スケジュール

- | | |
|----------------------------|-------------------------|
| (1) 公募及び市ホームページ掲載開始 | 平成 26 年 7 月 1 日 (火) |
| (2) 参加表明書の受付締切り | 平成 26 年 7 月 7 日 (月) 必着 |
| (3) 質問の受付締切り | 平成 26 年 7 月 11 日 (金) 必着 |
| (4) 質問に対する回答 | 平成 26 年 7 月 16 日 (水) |
| (5) 企画提案書等の提出締切り | 平成 26 年 7 月 23 日 (水) 必着 |
| (6) プレゼンテーション (説明・質疑応答)・審査 | 平成 26 年 8 月 1 日 (金) |
| (7) 審査結果の通知 | 平成 26 年 8 月 8 日 (金) |
| (8) 契約締結 | 平成 26 年 8 月中旬を予定 |

5 実施要項等の配布

- (1) 糸満市役所 4 階の政策推進課カウンターで実施要項等を配布する。
- (2) 糸満市ホームページに、平成 26 年 7 月 1 日(火)から平成 26 年 7 月 23 日(水)まで実施要項等を掲載する。

6 参加表明書の提出

- (1) 提出書類 参加表明書 (様式 1)
会社概要 (会社名、所在地、登録事業、業務内容及び連絡先が記載された任意の様式によるものでかまわない)
- (2) 提出期限 平成 26 年 7 月 7 日 (月) 必着
- (3) 提出方法 持参又は郵送 (郵送の場合も提出期限内に到着すること)
- (4) 提出場所 〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町 1 丁目 1 番地
糸満市役所 4 階 政策推進課 電話 098-840-8122

7 質問の受付及び回答

実施要項等について質問がある場合は、参加表明書を提出した者 (代表者) に限り、電子メールで次のとおり受け付ける。

- (1) 質問の受付
- ①提出書類 質問書 (様式 2)
 - ②提出期限 平成 26 年 7 月 11 日 (金) 必着
 - ③提出方法 電子メール
 - ④宛先 seisaku@city.itoman.okinawa.jp (糸満市政策推進課・政策推進係)
- (2) 質問に対する回答
- ①回答日 平成 26 年 7 月 16 日 (水)
 - ②回答方法 参加表明書を提出した者 (代表者) 全員に、ファクシミリ又は電子メールで回答する。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類 次に掲げる書式等により提案すること。

提出書類	内容、留意事項等	様式
1 参加申込書兼誓約書	様式に倣い作成する。	様式 3
2 企画提案書表紙	様式に倣い作成する。	様式 4
3 企画提案書	別紙「平成 26 年度～平成 27 年度 糸満市～那覇空港直行バス路線実証実験準備・実証実験業務及び地域観光交通運行計画策定業務委託 仕様書」を参照のうえ提案内容を作成する。	任意様式
4 業務工程表	履行期間中の業務スケジュールを作成する	任意様式
5 受託業務実績（過去 10 年間）	類似業務の受託実績について記載する。	様式 5
6 業務実施体制調書	受託業務の実施体制について記載する。	様式 6
7 見積書	業務内容ごとに積算の基礎（内訳）を記載する。	任意様式
8 納税証明書	最新決算年度の確定申告の法人税、消費税の納税証明書（税務署で発効）、法人事業税、市町村税完納証明書の写し	官公庁発行

(2) 作成要領

① 提出書類は、A 4 版（縦置き横書き）で作成すること。

② 文字サイズは 11 ポイントを基本とすること。

(3) 提出部数 8 部（正本 1 部、副本 7 部（複写可））

(4) 提出期限 平成 26 年 7 月 23 日（水）必着

(5) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は配達記録が残るものを利用し、提出期限内に到着すること）

(6) 提出場所 〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町 1 丁目 1 番地
糸満市役所 4 階 政策推進課 電話 098-840-8122

9 審査基準及び審査方法

(1) 審査体制及び審査方法

糸満市～那覇空港直行バス路線実証実験準備・実証実験業務及び地域観光交通運行計画策定業務企画提案書選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、審査基準に基づき審査（プレゼンテーション、質疑応答）を行い、優先候補者の順位を決定する。

(2) 審査（プレゼンテーション・質疑応答）方法

① 実施日

平成 26 年 8 月 1 日（金）

時間・場所等の詳細については、ファクシミリ又は電子メールにて通知する。

(3) プレゼンテーション（説明・質疑応答）の実施方法

- ①企画提案者につき、プレゼンテーション時間を 30 分以内（説明は 15 分以内、質疑応答は 15 分以内）とし、個別に行う。
- ②管理責任者を含め最大 3 名までとし、業務を受託した場合、主として本業務に従事する担当者が説明することとする。
- ③プレゼンテーションは、提出済みの企画提案書のみで行うこととし、プロジェクターで投影するスライドショー（パワーポイント等）を使用することや、追加資料を配布、使用することはできない。

(4) 審査基準

選定委員会において、以下の審査基準に基づきプレゼンテーションの内容を審査する。

・審査基準（100 点）

①業務実績（20 点）

過去 10 年間における類似事業の業務実績等

②企画・提案内容（40 点）

提案内容の独創性及び実現性

仕様書で示した業務内容及び地域性の理解度等

③ヒアリング（10 点）

取り組みの意欲及びコミュニケーション能力等

④配置予定技術者の技術力及び実施体制（30 点）

担当者（技術者）の専門的技術力及び業務実施体制等

(5) 補則

この要領に定めるもののほか、審査に関し必要な事項は別に定める。

10 審査結果

(1) 審査結果の通知

担当課は優先候補者を決定した後、平成 26 年 8 月 8 日（金）までに各企画提案者（代表者）に対して審査結果を速やかに文書で通知する。

11 参加の辞退

プロポーザル参加表明書（様式 1）を提出した者が、参加を途中で取り止める場合には、プロポーザル参加辞退届（様式 8）を担当課へ持参又は郵送により提出しなければならない。

12 既存資料の閲覧

企画提案を行うにあたり、以下の資料を閲覧できる。なお、閲覧を希望する者は、事前に連絡の上、閲覧日時の調整を行うこと。事前連絡を行わない場合は、閲覧できない場合がある。

(1) 閲覧可能な資料名

- ①平成 25 年度 新しい公共交通検討事業調査報告書（概要版）（那覇空港直行バス路線実証実験計画策定）

- ②平成 25 年度 新しい公共交通検討事業調査報告書（那覇空港直行バス路線実証実験計画策定）
- ③平成 24 年度 新しい公共交通検討事業調査報告書（概要版）
- ④平成 24 年度 新しい公共交通検討事業調査報告書
- ⑤平成 18 年度 糸満市新公共交通体系導入可能性調査報告書

(2) 閲覧場所

〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町 1 丁目 1 番地
糸満市役所 4 階 政策推進課 電話 098-840-8122

(3) 閲覧期間

平成 26 年 7 月 1 日（火）から平成 26 年 7 月 23 日（水）まで（ただし、土、日及び休日を除く）

午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、12 時から 13 時までの間を除く）

13 企画提案書等の取扱い

- (1) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (2) 糸満市情報公開条例（平成 15 年糸満市条例第 1 号）の規定に基づく公文書開示請求があったときは、企画提案書等を公開することがある。
- (3) 優先候補者の選定にあたっては、提案された内容を総合的に評価し決定するため、事業趣旨に合致しない事項については、市と優先候補者間で協議のうえ、是正し実施することとする。よって、企画提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。

14 その他

- (1) 当該プロポーザルに係る費用は全て参加表明者の負担とする。
- (2) 参加申込書兼誓約書及び企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合は失格とする。
- (3) 審査の公平性を害する行為を行った者は失格とする。
- (4) 審査結果に関する質問、異議申し立ては受付けない。
- (5) 提出期限以降の参加表明書及び企画提案書等の差替え及び再提出は認めない。
- (6) 参加表明者は、糸満市～那覇空港直行バス路線実証実験準備・実証実験及び地域観光交通運行計画策定業務委託の応募に関するすべての情報について、糸満市情報公開条例（平成 15 年糸満市条例第 1 号）の規定の適用を受けることについて、あらかじめこれを承諾したものとみなす。
- (7) 参加表明書受付日から受託事業者決定までの期間に、選定委員会委員及び本市担当課職員への本件での接触を禁ずる。接触の事実が確認された場合には失格となることがある。
- (8) 選定委員会により選定した優先候補者が辞退した場合、又は、市との協議が整わなかった場合には、次順位以降の者を繰り上げて、選定できるものとする。
- (9) この実施要項に定めのないものについては、糸満市と受託者が協議のうえ決定するものとする。

15 問い合わせ先

所在地 〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地 糸満市役所4階
担当課 企画開発部政策推進課
担当者 大城
電話番号 098-840-8122 (内 2786)
F A X 098-840-8157
電子メール seisaku@city.itoman.okinawa.jp
事務取扱日時 土・日・祝祭日を除く、午前9時から午後5時まで